

駐車場整備地区(法第8条第1項第8号)

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域またはその周辺において、自動車交通が著しく輻輳する地区について、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保し、また、適正な駐車施設を欠くために生じる都市機能の障害を未然に防止するため、駐車施設の設置を促進する目的で定めるものです。本市では、昭和57年に駅周辺の商業地域約80.7haを指定しています。

駐車場整備地区の決定内容

名 称	決定年月日・告示番号	面積(ha)	区 域	摘 要
駐車場整備地区	昭和57.8.10 市第78号	約80.7	明石町、紅谷町、宮の前、宝町 老松町、八千代町、八重咲町、 見附町、錦町、代官町	平塚駅周辺 の商業地域